

平成26年度 第2回 橋本市子ども・子育て会議
議事録

開催日時	平成26年7月2日(水) 午後6時30分～午後9時30分
開催場所	橋本市保健福祉センター3階 多目的ホール
出席者 (委員)	古井委員、上杉委員、守安委員、新谷委員、菅原委員 西山委員、前迫委員、村本委員、中西委員(松井委員の代理出席) 武藤委員、船木委員、佐々木委員、石橋委員、坂本委員
欠席者	松井委員、船井委員
事務局	健康福祉部 こども課：小原課長 井上課長補佐 木下係長 岡係長 森田主査 健康課：北川課長 坂口係長 幼保一元化整備室：曾和室長 福祉課：高田課長 土本係長 岡松係長 教育委員会 教育総務課：吉田課長 学校教育課：岡本課長 中山係長 サーベイリサーチセンター 片山研究員
議題	(1) (仮称) 橋本市子ども・子育て支援事業計画骨子(案) (2) 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) (3) 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) (4) その他
資料	平成26年度第2回橋本市子ども・子育て会議次第 資料1 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定骨子案 資料2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案 資料3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案 参考資料1 放課後児童クラブ別施設面積・児童数 一覧表 参考資料2 地域型保育事業について 参考資料3 教育・保育提供区域の設定について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>開会</p> <p>こんばんは。定刻となりましたので、ただいまより平成 26 年度第 2 回の橋本市子ども・子育て会議を開会します。皆さんにおかれましては、お忙しい中、また夜分にもかかわりませず、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の委員の皆さまの出席状況ですが、幼稚園経営者の代表であります松井委員と一般公募委員であります船井委員が所用にて欠席されています。松井委員の代理として学校法人泉新学園学園長補佐の中西隆雄さまにご出席いただいています。また、地域子育て支援者の代表であります前迫早苗委員、それから公募委員の上杉尚子委員については、所用により会場到着が遅くなるとの連絡をいただいています。なお、今回の会議も半数以上の委員の方が出席されていますので、橋本市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項により、本会議が開催できますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは最初にお手元の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>○資料確認</p>
事務局	<p>それでは古井会長にごあいさついただき、その後、議事という形で進めさせていただきます。古井会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>皆さま、こんばんは。今回はいよいよ事業計画の骨子案の検討に入ります。これまで以上に活発な議論をお願いします。</p> <p>さっそく議事に入ります。1 番の（仮称）橋本市子ども・子育て支援事業計画骨子案ということで、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議事（1）（仮称）橋本市子ども・子育て支援事業計画骨子案について説明。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がある方、おられますか。</p>
委 員	<p>先ほど 19 ページ、20 ページについて説明がありましたが、少しおうかがいしたいと思います。（11）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について、ほか</p>

	<p>のところであれば、実際、設置数を書きいただいておりますが、(11)と20ページの(15)児童虐待防止のところの設置数はどちらも「有」という形で、数字の方を入れておられないのは、何か理由があるのでしょうか。これであれば、平成22年から26年までで増加しているのか減少しているのか分からない状態です。減少することはないと思いますが、このあたりをお聞かせ願いたいと思います。</p>
事務局	<p>ただいまのご質問にお答えします。子育て短期支援事業については、この「有」というのは、県の次世代育成の計画報告を毎年上げているのですが、その様式に則って「有」ということで、今回、統一させていただいた形で報告しています。数の件ですが、実際のところ、子育て短期支援事業というのは、養護施設や母子生活支援施設で年度初めに契約を結び、その計画の中で引き受けてくださった施設に、その年に保護者の方から要望があった場合、その委託を受けていただいた施設に入所していただくことになっています。実際のところ、22年度以降でいうと、委託先が減っているのが実際のところですが、どうして委託していただけないかという理由を施設におたずねしたりするのですが、通常の施設入所の子どもたちで手一杯なので、なかなか短期支援の急遽預かってもらいたいところまで手が回らないのが実情だということで、お話を聞かせていただいたことがあります。</p> <p>ただ、うちは里親さんがおられるので、その里親さんは本当に緊急の場合でも、快く引き受けていただいておりますので、通常、里親さんで対応していただいているのが実情です。そういう状況です。数字は出せますが、今すぐには出す事ができません。</p>
事務局	<p>ここの部分に関しては、今回は和歌山県に対して報告している、いわゆる県報告資料にそろえるという形で計画に載せていくという方針で書かせてもらいました。数字を出した方が、委員の皆さんの意見としても分かりやすいし、そうすべきだということであれば、次回の会議の中では数字で報告させていただきます。</p>
会長	<p>それでは数字の方が分かりやすいということで、数字に直して次回、提示していただくということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>では、お願いします。</p>

事務局	<p>児童虐待防止の事務局に関しては、基本的に一事務所ですが、設置したかどうかというところで、このような表の記載で来ていて、ここについては1という表記になるのか、「有」という表記になるのか。実際には、23年度からこのような事務局を置いて運営しているということを皆さんに分かっていただきたい、計画として書いていきたいというところの意図があります。</p>
会長	<p>「1」にするか、設置数カ所の「カ所」の単位を消したら、設置は有無になってくるので。</p>
事務局	<p>では、設置で「有」という形で修正させてもらってよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>私はこの表示でいいと思います。実際にこれは橋本市で取り扱うということで、項目に挙げているわけですが、この児童虐待のところは「有」にはなっていますが、橋本市はこうした施設を持っていない。持ってないけれども、県の施設を使用させてもらうことができるということで、僕はこの表記でもいいのではないかと思います。橋本市に実際、あるのであれば、その数字を入れたらいいと思いますが、この表記でも僕はいいと思います。</p>
会長	<p>20ページの児童虐待防止のところは、市町村ごとに対策協議会を。</p>
事務局	<p>そうですね。今は19ページの話をおっしゃっていたのかなと思うのですが。</p>
委員	<p>橋本市が独自に持っているのであれば数字が入ると思いますが、持ってなくて、里親を探してそういうことをやっているということがあったら、僕はべつに数字を入れなくても、こういうことも対応できますよということであれば、この表記については構わないと思います。</p>
会長	<p>今、2点ご意見が出ましたが。</p>
事務局	<p>今、おっしゃっていただいた内容でいくと、この「有」というのが生きてくると思いますが、もし数字を入れるとなった場合は、ここは設置数カ所というのではなく、委託先という名称に項目が変わってくるのかなと思います。そこの辺りを設置数にするのか決めておいていただければと思います。</p>
会長	<p>(11)のショートステイ事業について、いかがですか。はい、委員、お願いします</p>

委員	<p>す。</p> <p>(11)の項目について、発達につまずきを持つ子どもたちも、この中に含まれていると思います。そういうところでいけば、どのような対応策を方向性として持っているかということも含めて出していただければ、設置数も含めて。市外にあるなら市外ということで出していただいて、利用状況も出していただけたらと思います。アンケートの時にも、私は言わせていただいたと思いますが、そういうことの種別で取っていないような気がしますので、今までの実績に基づいて出していただけたらうれしいと思います。やっぱり数字は必要だと思いますので、その辺よろしくをお願いします。それからもう一点、いいですか。</p>
会長	<p>まず、数字の件を決めておいて、次のご質問でお願いしたいと思います。数値の方については、委員のご意見の通り、現状をより理解するためにも数値は含めた方がいいというご意見ですが、それでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>委員から、直営の施設ではないということで、「有」という表記でいいのではないかというお話がありましたが、設置数でいくと、直営の施設と捉えられてしまいますので、ここは委託先ということで、箇所数を見させていただいて、実際の利用人数を併記させていただきたいと思います。どういった子どもさんが利用したかまでは数字では表せませんので、それはちょっとご了解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>文言を変えていただければ、私はそれで結構です。</p>
会長	<p>それでは委託数ということで、数値を記入していただくということでお願いします。</p> <p>では、委員、もう一点お願いします。</p>
委員	<p>うまく頭の中が整理できませんので、もう一度説明をお願いしたいと思うのですが、全市一区域というのは、どのように理解したらいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の子ども・子育て支援新制度の一番肝といいますか、大事なところ、原則は、すべての子どもに質の高い教育・保育の提供ということで、これが一番大事な部分になってきていると思います。そんな中で、市町村にもよると思いますが、例えば、都会にいくと、大阪府がそうなのかもしれませんが、ある地域では非常</p>

に供給過多になっているような状況がある。また、ある地域では需要過多になっている地域がある。また、市によっては、例えば、新しく新規参入してくる事業者がなかなか入れないような状況があったり、逆にたくさん業者さんが入りすぎていて、余ってくるような状況があるかもしれない。その辺りをニーズ調査によって、きちんとどれだけの量が、例えば、保育園、幼稚園の1号、2号、3号という表現になろうかと思いますが、必要量をまずつかみます。それは前回の会議で報告させていただいた数字になります。そのつかんだ数字に対して確保方策、施設をどのような形で設定して、何人まで入れる施設が何施設あるので、今、希望している人たちは、その教育保育を受けることができますよと。地域子育て支援事業に関しては、そのサービスを受けることができますよというのを、平成31年までの計画の中で、全員がサービスを受けられるように、つまりゼロになるように設定していくというのが、今回の狙いとなっています。

その中で、需要が供給よりも多い場合、つまりもっと入りたいという待機児童が出ているような場合であれば、新規参入してきた事業者がいたら、前回の会議で説明させていただいた条例を新たに設置する事業者などが、その条例の基準を満たした状態で手を挙げてきた場合は拒むことができないんですね。その事業者の参入を認めて、需要が多い、つまり待機児童が多いのだから、それを解消する施策として市は認可して、新たに枠を確保しなさいと。逆に、供給が多くてもうバランスが取れているよという状態であれば、認可する、しないは市町村で判断しましょうという事になります。それを提供区域の範囲の中で判断することになるので、例えば、極端に言えば橋本市を北と南に割ったら、実際はどうか分かりませんが、南はものすごく需要が高くて、待機児童がすごくたくさんになる、施設の数も少ない、北はたくさん施設があって、待機児童が全然出ないと仮定したら、南には事業者は参入しやすけれども、北には参入しにくいというような状況になるというイメージで取ってもらったらどうかと思います。

現状、本市では南の人たちは南の保育園だけに行っているかということそうではなくて、北の子どもたちは北の保育園だけに行っているかということ、そうではないので、橋本市であえて提供区域を割って、それぞれまんべんなく区域ごとに、施設を今から作為的におかしいかもしれませんが、増やしたり減らしたりするというような必要があるかということ、そうでもない。だから橋本市全区域にした方が保護者の方も混乱しないということです。

ファミリーサポートセンターなどでしたら、区域割りをして、別の色々な地域のファミリーサポートセンターに行こうと思っても1カ所しかないから、もう全市一区域で設定せざるを得ないという、そういうような話です。ところが、学童保育に関しては、小学校に行っている子どもが放課後に行く施設になるので、市

<p>委員</p>	<p>内一区域で設定しても、例えば、城山小学校に行っている子どもが放課後に行く施設になるので、市内一区域で設定したとしても、例えば、城山小学校に行っている子どもさんが、あやの台小学校の学童保育所に実際に行けるのかという、送迎も必要になってくることですので、なかなか行けない。ですから、提供区域を各小学校区を基本として設定してはどうかという提案をさせてもらっているところなんです。</p> <p>ちょっとおうかがいしたいのですが、例えば、一区になった場合、ここには公立幼稚園が載っていないのかなと思うのですが、公立幼稚園は小学校と同じような区域といいますか、学校区のようなものがあるので、設定されていると思いますが、この公立幼稚園の扱いといいますか、公立幼稚園から今、認定こども園の中に全部入っているということで、ある意味、校区設定のようなものがあるから、その間に送迎バスとかをされているのではないかと思います。これが例えば、一区になった場合、どのような扱いになるのか。その辺のところをお聞かせいただけますでしょうか。小学校は校区がなくなるのですか。一区になるのですか。教育・保育と書いてありますから、小学校も子育ての環境の中に当然入ってくるわけですので、小学校も学区がなくなるということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず小学校については、法の中で校区を設けると決められていますので、全区ということはあり得ません。校区を設定し、小学校については指定した学校に行っていただくということとなります。最初の一点目のおたずねについては、幼稚園は現状では、小学校に準じるということで校区を設けています。ところが、こども園に統合されていくということに伴って、校区の変更を現状ですべて行っています。近い将来、来年、応其幼稚園がなくなるに際しては、高野口町から幼稚園がなくなりますので、現在は応其幼稚園は旧の高野口町内すべてが通える園と指定していますが、高野口町の子どもたちで公立の幼稚園を希望する場合は、例えば、学文路幼稚園と紀見幼稚園に行っていただくように規則改正を行っています。</p> <p>ただしながら、将来的に考えていくと、来年度、応其幼稚園、橋本幼稚園の2園がまずなくなります。その次に考えられるのが、平成30年過ぎになると思いますが、学文路幼稚園、清水幼稚園がこども園に統合されるという計画があります。そうすると、それ以降、公立幼稚園は紀見幼稚園、柱本幼稚園、境原幼稚園の3園となります。よって、その時には校区については、市内全域から通えるようにということも視野に入れて、教育委員会では検討していきたいと考えています。以上です。</p>

委員	<p>そうしますと、その辺のところの記載がまったくないということ。それから、例えば、将来的な部分について予測をおっしゃっておられましたので、この辺のところはどのように表現されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、提供区域の設定と校区というのは、直接は関係ないものだと認識いただけたらと思います。提供区域はあくまでも量の見込みを出して、その見込みに対する確保方策を決定するための区域だという認識ですので、どれだけの人数がニーズとしてあるのかということをつかむべきものとなっています。それに対する確保方策を出していくのですが、1号子ども、いわゆる幼稚園の子どもですと、基本的に私立幼稚園の方は、橋本市内全区域で子どもたちは行っているわけですから、いわゆる公立幼稚園部分に関しては、先ほど事務局から説明がありましたように、認定こども園となって、統合されて短時間児という表現にはなっていますが、基本的にニーズに対するキャパというのが今の段階でありますので、提供区域を一区域にしても、校区で通える幼稚園が今の段階ではあるという認識です。ですから、提供区域を一区域にしたとしても、私立幼稚園も一区域となっていますので、何ら問題はないのではないかとということで、一区域ということで、今回提案いたしました。</p> <p>ですから、提供区域を校区毎にしなければならないというわけではありません。あくまでもニーズ量の調査と、それに対する確保方策の設定というところです。</p>
委員	<p>そうすると、需要と供給の関係からいくと、全市が一つになってくるということになると、例えば、保育園児、2号認定、3号認定の子どもたちの数と現在のいわゆる市内の定数からすると、いわゆる待機児童はまったくいないと。公立も全部含めてそういうふうな状況の中にあると、今後、いわゆるおっしゃっていました、例えば、保育園の認可基準みたいなものが、いわゆる全市一つになるのであればどこにでも行けるわけですから、当面のところ、供給過多に全体としてなる恐れはないんですか。</p>
事務局	<p>そうなるかどうかを判断するために、今回、ニーズ調査をしました。ニーズ調査の結果は、前回報告させていただいた人数の通りです。それに対する確保方策、皆さん、保育園、幼稚園の方も今、認可定員があるかと思いますが、その認可定員から利用定員を設定し、その利用定員を足し込んだ数がニーズ量と比べて多いか少ないかを検証する。こういう動きになります。基本的には、今の段階で、0, 1, 2歳のいわゆる未満児といわれている子どもたちがどうしても足りなくなるのですが、3～5歳の方々に対しては、今の定員の枠内で収まると考えています</p>

委員	<p>ので、その後、0歳から2歳の部分に対する確保方策をどうするのかというのがポイントになろうかと考えています。</p> <p>よく分かりました。そうすると、例えば、乳児保育園をつくったりするケースが出てきたり、例えば、小規模保育園や保育ママとか、その辺のところは今まで橋本市内にはなかったのですが、ある意味、その辺のところは充足できれば、全体に大きな保育園は今後、例えば、認可の希望があっても、およその出生率も分かっていますし、いわゆる保育園や幼稚園の数も決まっていますし、出生してくる子どもの数と現在の子どもの数が、全市でいえば分かっているわけです。実際問題として、橋本市といっても端から端まで相当距離がありますから、実際に一部で待機が出たり、一部で定員を上げたりということは否めないことかなと思います。でも、それにもかかわらず1区にするということは、逆にいうと、それをまんべんなく、道路もどンドン市内の中でもできてきて、移動に本当に時間がかからなくなってきたというところで、1区にすれば、本当に現在ある施設だけでも十分に賄いきれる状況ではないかなと。今後、どンドン子どもが減って行って、さらに一区になると、本当にどこへでもいけると。橋本市ならどこへでも行けると。ただ、3号認定の子どもさんたちについては、今回、資料をいただいています保育ママとか小規模保育園といったところで、市民の大切なお金を無駄なところに使うことなく、保育料をまかなっていけないのではないかなと、さしでがましいようですが、そんなことをちょっと思います。以上です。</p>
会長	<p>今の、委員のご意見に対して、委員の皆さん、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>先ほど、年齢ごとの確保方策について、充足する、足りないという話をしましたが、その辺については、今回、また議題で挙げていませんので、次回の会議において検討していただきたいと思っています。</p>
会長	<p>ということで、続きまして委員、お願いします。</p>
委員	<p>今、事務局がお答えになったことにダブるかもしれませんが、前回までは、橋本市では地域型保育事業は考えていないと聞いていました。そして今回、参考資料として地域型保育事業についていただいています。そして、もし3号認定の子どもさんに対して受け入れ体制が不十分な場合は、それを需要と供給のバランスから、地域型保育事業を考えておられるのかなとも受けとったのですが、それについては、また次回とおっしゃっていたと思います。それを今から聞きたくて挙</p>

事務局	<p>手したんです。すみません。</p> <p>地域型保育事業に関しては、次回に確保方策という形でご意見をいただきますが、6月議会におきましても、一般質問で0歳、1歳、2歳の需給バランスがどうなっているのかという質問があり、前回の議題で、0歳、1歳、2歳の量の見込みを報告しましたが、その数字を見る限り、今後整備する予定の応其こども園、橋本こども園、それから設置指針が決定していませんが、さつき台にできる保育園、それから市内の私立幼稚園で、こども園化を考えている法人さんがおられますので、そのあたりでほぼ充足するだろうと現段階では思っています。したがって、地域型保育事業を進めていくということは、現時点では考えていませんが、次回の会議においてまたご意見いただければと思っています。</p>
会長	<p>委員、お願いします。</p>
委員	<p>資料1、20ページ(16)の世代間交流について、設置数(箇所)ということで、2中学校、7クラスから始まって、25年が7中学校19クラスと。私の勉強不足かもしれませんが、橋本市の全中学のうちの7中学なのか、全クラスがもし分かるなら、何クラスあって、そのうちの19クラス。どのぐらいの割合で行われているのかということをお教えいただけたらと思います。</p> <p>続けて(17)両親教室について、これは設置数というか、一つなのだと思いますが、どういう形でどういうことが行われているのか、ちょっと説明していただけたらと思います。</p>
事務局	<p>(16)世代間交流の中高生との交流について、「いのちを育む授業」を挙げています。今、ご質問のところの表ですが、設置数(箇所)という書き方で不十分でしたので、また訂正したいと思います。橋本市内には7中学あり、クラスというのは、平成25年度、26年度については、全クラスになります。中学校3年生を対象にしており、それを1クラスごと丁寧にやらせてもらっています。今日もユニフォームのまま来て申しわけありませんが、25年、26年に関しては、これが全クラス数になりますので、それまでの23年度、24年度は2中学校、3中学校だけで、これだけだったという説明になります。両親教室は、今の名称はパパママ教室に変わっています。これの実施の仕方ですが、本年度までは全部だいたい1クールで4つの内容を教室の中で学んでいくという機会を取っていました。妊娠中や新生児の保育、沐浴の仕方を学んでいただいたり、あとは歯科の分野を学んでいただいたり、お産の準備ということで、各医療機関、産婦人科でなかなか学びにく</p>

	<p>い部分を本市の方でやらせていただき、本市でやっている特徴というのは、そこを学習するだけではなく、そこに参加したお母さん方がのちのちの交流にも生かしてもらえるようにということでやらせてもらっています。だから、ここへ参加したお母さん方は、ここで友だちになったら、出産後も離乳食教室と一緒に来ていただくという形でつなげられるというメリットがあり、そこが各産婦人科でやっていることと違うところになるかなと思っています。以上です。</p>
委員	<p>(17) の表について、上と下で、乳児交流教室とママパパ教室と分かれています。これはどのように区別されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>これは内容によって分けてあります。乳児交流教室の方を説明しますと、乳児交流教室というのは、一人目出産の時に、一番お母さん方の不安が大きいということで、子どもさんが3カ月になってから、毎月1回ですが、各公民館に集まっていたり、子育ての悩みに応じたり身体計測をして、安心を得ていただいたりというところで、もう一つの特徴は、お母さん同士の交流で、そういう形でやっぱり地域で核家族化が進んで、子どもの数が毎年20人ずつ減っているという状況の中で、なかなか自分たちで交流する機会がないので、大きくなれば地域の子育て支援センターに行けると思いますが、そのきっかけづくりに第一子の皆さんに声をかけさせてもらっているという事業です。ですから、上と下の事業内容が違いますので、そのところよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>もう一つよろしいでしょうか。先ほどお話をうかがいましたが、今、非常に核家族化が全国で進んでいると思いますが、その意味では、(16) の世代間交流は非常にいい試みだと思います。これは中高生と交流ということですが、小学校に広げてはどうかと、できないかなと聞いていて思ったのですが。</p> <p>それから、(17) につながるようなことですが、昨今、色々と家庭内で児童虐待が話題になっていますが、子どもが健全に育つには健全な家庭が必要だと思います。そのためには、こういう両親教室をもうちょっと延長して、もうちょっと大きくなっていくまで、親御さんも一緒に学んでいけるような仕組みをつくっていただければ、昨今、学校に対しても非常に理不尽な要求をする親御さんが多いということで、そういうことも自分がおかしいことを言っていることに気付いてもらう。こういうことが社会的なルールで、常識ですよということを学んでいけるような。ここがはじまりになって、その後ずっと、子どもも学びながら親も成長していくという仕組みができないかなと。せっかく最初のきっかけがあるのですが、できないのかなと今、話を聞いていて思いましたがいかがでしょうか。</p>

事務局	<p>ご質問ありがとうございます。実はここには載せていませんが、すでに小学校4年生に実際に事業を行っています。平成22年度に1校だけしまして、平成23年度は5校、平成24年からは全小学校で1回という形で、小学校4年生を対象に実施しました。今、おっしゃっていただいているように、やっぱり今、本当に子育て事情は厳しくて、子どもが健全に育つというところでは大変難しくなってきましたので、特に中学校に関しては交流だけではなく、中学校ではやっぱり親御さんには来てもらっていないのですが、小学校4年生では親子で来ていただくという方法を取っています。教育委員会の方とも連携して、各学校に協力いただいて、授業参観の中でそういう授業を組み込んでいただいています。授業参観に組み込んでいただくと、保護者の参加人数が多いので、その中で自分の子育てというところを命というところから考えていただく機会にというところで頑張っているところです。この授業を小学校4年生で受けた子が、あと3年たったら中学校でも受けられるということで、つながっていつているのではないかなと思っています。そのことで虐待の予防、10代の妊娠出産のこと、そういうことを予防することにつながっていかれたらと思っています。以上です。</p>
会長	<p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>4年生でということですが、ぜひ小学校6年間あるわけですから、1年に1回、計6回ぐらいできることならしていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>一つ補足ですが、「いのちを育む授業」ですが、これは市の健康課だけがやっているのではなく、今、委員としてご参加いただいている村本委員の福祉保健推進員や前迫委員さんなど、多くの一般市民、ボランティアの方々の教育のもとに運営していることを申し添えさせていただきます。</p>
会長	<p>では、世代間交流と両親教室については、もう少し文言を足して、分かりやすく説明していただくということをお願いします。それでは委員、お願いします。</p>
委員	<p>3点ほどございます。一つ目は、遅刻してしまったもので、市民公募委員の船井委員が今日、お休みだということを知っていませんでしたので、申し訳ございません。座席表にお名前がなかったもので、お休みなんですね。</p>
事務局	<p>お休みです。</p>

委員	<p>あともう一点ですが、3月28日の会議の時に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について、資料2というものをいただきましたが、その中の18ページの(4)運営に関する基準について質問させていただいたのですが、また後日、その件に関して返答していただけるということでしたが。</p>
事務局	<p>あともう一点つづけてお願いします。</p>
委員	<p>質問といたしますか、先ほど小学校の校区の話がありましたが、校区設定ということをお聞きしました。私の住んでいるところは橋本小学校の校区ですが、28年に学文路中学校と西部中学校と橋本中学校が合併しますし、昨年度、小学校が中学校に移転し、少子化で子どもの減少に伴い、統廃合をするというところがありますが、現在、別の説明会の方で、例えば、橋本小学校と橋本中学校の施設内の体育館が一つでは足りないのもう一つ体育館をつくるという話もありますが、一部の保護者の方からは、これからどんどん子どもが減少していくと。今、現在は足りないが、新築というのは無理だとしても、これから子どもが少子化で減少していく中でまた新しい体育館をつくって、その後、5年先、10年先、私の方では校区設定もそうですが、統廃合や合併など、行政の方のように見通しが付きません。やはり見通しがつかないと、子どもの件に関しても不安を覚えます。やはり統廃合、合併になってくると、子どもの通学距離もかなり増えますし、昔と違って地域の見守りも少なくなっていますし、なかなか集団登下校も難しい中で、子どもの安全等を守るという件で色々ご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ではまず2点目の特定地域型事業の運営基準についてお願いします。</p>
事務局	<p>撤退時の基準で3カ月以上の予告期間云々のところだったと思いますが、それについては、前回の会議の際にご説明しております。市の指定管理者と交わしている契約で、契約期間内に解除しようとする場合は、3カ月前までに申し入れるような基準であること、また、民法上の建物賃貸借の基準が3カ月ということもありますので、ここでも3カ月以上ということ設定したということで説明いたしました。</p>
会長	<p>私も前回、事務局から説明があったと思います。</p>

委員	<p>3カ月というのは、やはりもう少し期間を引き延ばすというか、もう少し早い段階でというのは難しい状態でしょうか。</p>
事務局	<p>例えば、6カ月というような設定をする場合、6カ月の根拠が求められますので、やっぱり何らかの基準に基づいて設定するのが通常ですので、指定管理者を通して使っている撤退の場合の申し出基準等を参考に3カ月というふうに記載したいと思っています。</p>
会長	<p>3点目の、基本的には教育・保育提供区域の設定についてだったと思いますが、小学校、中学校の統廃合ということも見越した上での子育て支援ということについて、どうお考えになるのかというご質問でよろしいですか。</p>
事務局	<p>最初の体育館の建設ですが、今、小中一貫校で、橋本中学校の体育館を雨の時は小学生も使っています。父兄の方には説明させていただきましたが、雨の時に、中学生と小学生が半分ずつ体育館を使った場合、小学生が萎縮してしまって正常な授業がなかなか難しいということが学校の先生の方から意見として出ています。ここ半年ぐらい、学校長や統合準備課の方で色々議論しましたが、やはり平成28年4月1日に統廃合するのなら、小学生専用の新しい体育館が必要だという結論になりました。それで、大きさとしたらバスケットボール1面程度ですが、その建設を来年度行いたいと考えています。</p> <p>それから教育委員会としては、小学校については今のまま15校おいておくということで、小学生の通学路の安全というのは、今も危険なところは常時整備しているのですが、中学校については、今おっしゃったように学文路中学校と西部中学校が統合されて、結構、遠い中学生も出てきますので、中学生だからちょっとぐらい遠くても大丈夫だということではなく、統合準備会の中でも、危険な箇所については整備していくようにという意見が出ていますので、27年度中に危険な箇所、明かりの暗いところがありますので、通学路燈の設置や、横断歩道の設置を考えています。その辺の整備をやっていきたいと考えています。以上です。</p>
委員	<p>危険なところというのは、どのような基準で危険というふうに判断されていますでしょうか。</p>
委員	<p>それは各中学校、小学校の先生方と地域を回って、危険箇所を点検しています。例えば、国道から通学路へ入るところが、車が頻繁に通るということで信号を付けてくれということで、信号も設置しました。応其小学校へおける時も、国道か</p>

<p>会長</p>	<p>ら車がたくさんおりにてくるということで見て回りました。順次、やっています。</p> <p>各中学校、小学校の先生方が努力して、通学路の安全を保障してくださっているというご意見でした。</p>
<p>委員</p>	<p>(6)の病後児保育については現状のままということですが、最初は校区ごとといったすごいことが書いてありましたが、結果として、あやの台保育園を使うということになったと思いますが、現在、利用が少ないというのも、『子育てのびの〜び』に書いてあります。それから、分からないのですが、もっと子育て中のお母さんに広く知れ渡るように、今の若いお母さん方はインターネットをよく見られているので、そういうところできちんと説明してもらって、こういう手続きが必要ですよというのも表示してもらって、使いやすいようにしてもらおうということ。もし利用が多くなれば、また次のところも需要に応じて追加ということも考えていただけるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず今回の(6)に関しては、あくまでも現状22年から26年度、今までの推移を結果として報告しているということになりますので、決してこれからこのように目標事業量を決めていきますよということではありません。今後の目標事業量に関しては、前回の会議でも話したことで重複しますが、やはりアンケートではかなり高く出ています。それは実際に利用されている方とのギャップということもありますので、前回の会議では、基本的には現状に即した形で入れるのではないかとこのところまではお答えさせてもらったかとは思いますが、今後、来月の会議の中でその目標事業量と確保方策を出すことになりますので、その場で議論いただければと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>私どもの保育園で、病後児保育をやらせていただいています。おっしゃるように、本当に実質の利用は本当に少ない状態です。これは広報が足りないのではないかとということで、市内のいわゆる小児科や保育園、そんなところに利用の手引きのようなものをわれわれ独自で配って歩いたり、私どものホームページに掲載をしています。私立の保育園、もしくは私立の法人として設置している病後児保育施設としては、最大限、市の方にもお願いして広報に載せていただいたり最大限の努力はさせていただいているつもりですが、まだまだ広報が不足していて、おっしゃる通りにすべてのお母さんがご存じないのかなというように思ったりします。市の方に問い合わせをいただいたら、すぐに分かるのではないかなと思います。</p>

委員	<p> 前回もこのお話をさせていただいたかと思いますが、診断書がいるのではないかとということについては、連絡票があったらいいですよという話をしましたし、それからわれわれのところに来ていただくための書類は、ホームページからダウンロードしていただいたら、その書類も取れるよということ、できるだけ病後児といっても、病気の子どもを抱えながらわざわざ園の方に来ていただいて書類を取ったり、情報を得るといのは難しいかなということ、施設としては、ある程度といいますか、努力はしています。実際問題として、料金がかかるとか、それから市内の保育園は少々のことですと保育園でみんなまかなってしまうということがあって、わざわざ病後児保育に行かなくても、多少熱があっても保育園の方で全部カバーしますし、よっぽど集団の中で保育ができなくて親御さんが本当に心配されるという方に限ってご利用いただいているという状況があります。 </p> <p> こんなところで言うのも何ですが、東京などでは病児保育、病後児保育は本当に利用されているようですが、この地域に限らず、私は大阪の方でもやっていたのですが、関西は非常に地域が優しいといいますか、子どもさんが病気だとか、具合が悪いなら家に帰って見なさいよと言っていたり、職場でそういう話になるので、比較的早退や休みが取りやすくて、病児保育・病後児保育を使うまでもないというような土壌があります。東京などでは、そういうことを頻繁にやっていると、そんなことは困るなど。小さい子どもを抱えている人は色々なことで困るからということ、職場がなくなってしまうということもあって、非常に厳しい職場環境。その辺のところから、こういう病児保育、病後児保育ができてきたのかなと思います。 </p> <p> 私も事業をやっていながら、こんなことを申しあげるのはどうかと思いますが、非常にその辺のところ、地域的に非常に穏やかな地域だと思います。これは大阪も含めてそうですが、そういう意味でも、基本的なアンケートを採ると使いたいという回答が多い。でも、実際に使うかということになると、料金もかかるし、手続きもあるし、そんなことをするぐらいなら早退するとか、お休みが比較的遠慮なく取れるというような環境があるのかなと思っています。余談ですが、そんな環境があるということだけご認識ください。 </p> <p> 今の病児・病後児保育の件ですが、うちの園もかなり子どもさんが多くて、特に3歳未満児の子どもさんであれば、熱を出したりすることも多いです。そんな時に、病児・病後児保育をしていますよということは、私たちも声を掛けるのですが、やっぱり知らない園へ小さい子どもを連れて行くのが忍びないと。そういうお母さん方が多くて、やっぱり無理をして連れてきてくれて、長引いていくという、そういう傾向が多いです。やっぱりもっともっと橋本市一園だけではなく </p>
----	--

委員	<p>て、もうちょっと場所があったらなということも思います。</p> <p>どうしても7度6分ぐらいで元気であれば、電話もかけないで園で見えています。やっぱり7度5分でも、ぐたっとしていたら連絡をするという、そんな状況で子どもたちを保育しています。特に3歳未満児の方で、職場が休めないというお母さんは、やっぱり長引いているというのが現状です。</p> <p>(6) についてですが、現状の定員で充足できていますというのは、どういう基準でそのように解釈されたのかなということをお聞きしたいと思います。今、委員の方々がおっしゃったように、全市一区域と考えた時に、一つだけあったらいいということにならないかなという心配がありました。だから、そこをどのように考えたらいいのですかと質問させていただいたと思います。やっぱり身近なところで、子どもの幸せを願ってということをお母さんに最初に言っていただきましたので、その中で病後児保育というものを、委員がおっしゃったように身近なところで対応していくということ、方向として持つべきではないかと思います。</p> <p>それからもう一つは内容の充実です。看護師さんを置かなければならない状況もあろうかと思っています。そういうことも含めて安心した体制の中でお母さんが子どもを預けられるということだと思います。だから、この計画のところ、やっぱり一番最初の目標のところのどの子どもたちにもきちんとした、子どもの幸せを第一に願って考える視点でということですので、そういうところで、健康管理というのは非常に大事な仕事になってくると思いますので、病後児保育をする時には、それなりの専門家を所属させなければならないということがありますので、現状の定員で充足できているということは、どのような形でそのような解釈をされたのかということをお聞きしたいと思います。質問させていただきます。</p>
会長	<p>今の病児・病後児保育についてのご意見に対して、事務局、委員の皆さまからでもご意見がありましたらお願いします。病児・病後児保育は3割程度の利用希望があるというふうにも出ています。</p>
事務局	<p>現状では設置ヶ所が1カ所で定員が2名ということですが、実際の利用人数を見ていると、開設が291日していますが、22年度が35人、23年度が4人、24年度が15人というような利用者数になっています。そういう実績を見ると、現状の施設数で充足できているという考えになります。</p> <p>それから、基本的に国の補助金に基づいて市も支出していますが、利用者数が少ないと補助金の額もかなり低くなるということもありますので、あまりたくさんつくと、その分、各施設の持ちだしが多くなるということもありますので、</p>

	<p>現状の施設数で、先ほどの述べ利用人数を見ましても充足していると考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>今後の計画で目標値を設定する上では非常に重要な議論だと思っています。それでは、2点目の質問を委員、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>15 ページの②について、今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、認可保育所がもっとも高く 49.1 パーセント、次いで幼稚園 40.8 パーセント、認定こども園が 38.9 パーセントとなっています。このところをどのように事務局として理解されているか教えていただきたいと思います。これはアンケート集計ですよ。やっぱり幼稚園が 40.8 パーセントご希望の方があるということですが、先ほどの校区を外したというところで見ると、幼稚園が非常に片寄っていると思います。公立の幼稚園ですが。こういうパーセンテージが出ている中で、これからのお母さんたちが望むべき幼稚園、保育所が出ていますが、これをどのように理解されているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今のご質問は、このパーセンテージにおける幼稚園の割合が非常に高いと見受けられるが、全市一区域にするというところで、どのように考えていくかということですか。</p>
<p>委員</p>	<p>そうです。この幼稚園というのは認定こども園も入っていますので、単独の幼稚園をご希望されていると理解していいのか分からなかったのも、それも含めて聞きたいということです。</p>
<p>事務局</p>	<p>この幼稚園というのは、単独の幼稚園です。基本的に現状、幼稚園に行かれています園児は、500 名程度だったと記憶していますが、前回の会議でたしか出ていたと思いますが、そのうちの 8 割以上が私立幼稚園に通われている子どもさん、1 割が公立というイメージになりますので、この 40.8 パーセントがすべて公立の方ではないと。むしろほとんど私立に行かれています子どもだという認識です。全市一区域というのも、それに合致した状況なのかなと。公立に関しては、各地域で校区が設定されていますが、3～5 歳ということで、公立の認可定員がかなり多くございますので、その中で利用定員を設定することによって充足できるのかなという説明を、先ほどいたしました。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの病児・病後児保育についておうかがいしたいのですが、私は学童の方</p>

<p>会長</p>	<p>に携わっていますので、小学校児童の方にはいくのですが、今の話を聞かせてもらっていたら、だいたい乳幼児を病児・病後児ととらえているように思われるのですが、学童期の病気で院内学級のようなものは実施されていますか。</p> <p>小学生で病気になった子どもたちを預かる場所があるかということと、院内学級が橋本市にあるかどうかというご質問です。</p>
<p>事務局</p>	<p>院内学級の件ですが、橋本市には設置しています。市民病院ということで、小学校については境原小学校に転入していただいて、中学校については紀見東中学校に転入していただいて必要な期間、院内学級に入らせていただくと。先生については、県から配置いただいて行っているという状況です。今現在でも、中学生1名が院内学級にいます。春先には小学生1名がいましたが、今は閉級しています。</p>
<p>委員</p>	<p>経験上、私の子どもが中学校の時に院内学級に行ったのですが、私の場合は、市民病院の方で見ていただけないということだったので、和歌山市内の方の院内学級に入れさせてもらったのですが、その時、そちらの学校の先生の対応があまり、ということがあったので。小学校の時にあったのかどうか分からなかったのが小学校ごとにされているのか不安だったんですが。その辺、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今の話について、私が勤めていたのが和歌山赤十字病院でしたが、そこには院内学級は以前からあります。病気の性質によって、和歌山市内の子もだけではなく、地方からも治療のために来る人もいました。その人たちを対象に、ずっと以前から院内学級をやっていたので、かなり大きな病院であれば、院内学級というのを求めてこられているのではないかと思います。ほかの病院のことは知りませんが、そのように対応してきています。</p>
<p>会長</p>	<p>院内学級については以上とします。続いて議題2に移ります。</p> <p>議題（2）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）ということで、これも案になりますが、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議題（2）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について説明</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今のご説明に対するご意見、ご質問はございませんか。委員、よろしくお</p>

委員	<p>願います。</p> <p>資料2の従うべき基準について、先ほど保育士、社会福祉士、教員免許を有するもの、もしくは2年以上、放課後児童健全育成事業に従事したものであればいいということですが、現在の学童保育の指導員の方で、保育士、社会福祉士、教員免許を有する方がどのくらいおられるか、行政の方で把握していますか。</p> <p>行政の方からの補助も、例えば、職員を2人以上配置することとし、となっていますが、やはり人数が多いところであれば、それなりの指導員の人数も必要になってくると思いますし、有資格者を雇用しようと思うと、それなりに金銭面もかかってきますし、2年以上従事した者であれば人件費も抑えられると思いますが、やはり人数が多いところ、時間が長くなってくると、多い人数で子どもたちを見なければならなくなってきたところで、やはり色々問題が起こるのではないかと思います。学童自体に問題があるのではなく、今も現状がかなり厳しいものではないかなと思います。</p> <p>協議会に入っておられないところもあるということでしたが、その辺、やはり統一して全部の学童の方がお互い連絡を取ったり、会議で話し合った方がいい方向に進むとは思いますが。</p> <p>参酌すべき基準のところ、保護者、小学校との連携等というところがありますが、やはり現時点では保護者との連携は取れても、小学校との連携はなかなか難しいのではないかと考えています。その辺、やはり必要な子どもさんであるとか、支援が必要な子どもがいる場合、きっちり小学校との連携が取れるような形といたしますか、連携をしていただいて、必要があれば行政の方々の発達、相談員の方にお話、相談をしたり、保護者と小学校との連携だけではなく、行政の方と三者で連携を取れるような形で検討していただきたいと思います。</p>
会長	<p>3点ご質問がありました。ではまず現在の学童保育指導員の資格所持の状況について、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>具体的な数字は持っていませんが、保育士資格や教員免許を持っているということで確認はできています。それから、こういった資格がなくても学童保育所に2年以上勤務していると有資格者と同等と認められますので、そういった点では現状の学童保育所の職員が引き続き勤務していただけるということもありますので、条例化しても特に問題はないということでご説明させていただきました。</p> <p>それから、運営補助金についてですが、当然、子どもさんの数が多い学童保育所と小さい学童保育所では運営補助金の額も違ってきます。多いところでは5人</p>

委員	<p>ぐらいの先生がおられる学童保育所もあります。当然、運営費もそういった人数によって差を付けていますので、それに応じて職員配置も増えていくという現状です。</p> <p>小学校との連携ですが、これについては学童保育所の連絡協議会からも市の方に連携ということで、要望はいただいています。そういった中で、教育委員会も入って、連携を進めていくようにしていますが、例えば、個人情報、発達支援のある子どもさんの情報を共有するという点については、やはり行政が一方的にするわけにはいきませんので、親御さんの了解を取ってということもありますので、なかなか難しい部分もありますが、そういった中でできるだけ連携をしていけるように条例でしていきますので、そういったことを進めていきたいと思っています。</p> <p>私も学童保育の指導員をしていて、ここに来させてもらっていますが、今の委員からいただいた質問に対しても、有資格者の詳しい人数まで把握はしていませんが、従事しているものの中にはいると思います。ただ、この2年以上従事しているという者の中でも、ただ勤務しているだけではなくて、やっぱり色々な勉強会や研修会等にも参加していると認識していただきたいと思っています。ただそこに毎日来ているからというのではなくて、自分たちも橋本市内の各こども連絡協議会もつくっていますし、県の方の協議会の方にも加入していますし、全国の学童保育連絡協議会にも出ていて、色々な勉強会にも参加しているという中で、それから県や市の方で研修会を開いてもらったりする研修会の方にも参加して、自分たちの資質向上に努めているというふうに認識していただきたいと思っています。</p> <p>学校との連携について、もともと橋本市の学童保育所は保護者運営ですので、現在もそうですが、その中でそれぞれ指導員と保護者は、その都度、会議、保護者会等をもって、連携も取れていると思っています。学校との連携については、もともと市の管轄が教育委員会、学童保育所はこども課の担当ということで、その辺がちょっと弊害があって、なかなか連携がとりにくいというのは、私の方にもそういう気持ちがあったのですが、今も色々なことを勉強していくなかで、小学校との連携等もやらせていただきたいと市の方にも言わせていただいて、ちょっとずつでも進歩しているのではないかと思います。でも、もっともっと連携の取れる方法があるのではないかと考えています。そのようにしていきたいと思っています。</p> <p>また、現在、人数の多い紀見学童、三石学童さんの件についてですが、基準通りだと弊害があるので5年程度の経過措置をといわれましたが、学童保育連絡協議会としては、市の方と連絡をして話をしていますが、もう一度、確認ですが、</p>
----	---

事務局	<p>今現在、このような中でしている学童保育に対して、5年程度はずっと我慢するのか、近々に対処していただけるのか、もう一度、お返事いただきたいと思います。</p> <p>経過措置については5年計画ということでご説明いたしましたが、この2学童についてはできるだけ早く解消したいと考えています。</p>
会長	<p>委員から有資格者の状況というご質問があり、事務局の方からはその数字があるということでしたので、次回、出していただいて、資格だけではない質の向上についてのご努力を学童保育の関係者の皆さま方はしてくださっているということをご前提として、有資格者の状況についてこの会議で把握したいと思いますので、次回の資料としていただければと思っています。</p>
委員	<p>今、ドロップスとひまわりについては、できるだけ早く対処していただけるということを知って安心しました。それで、今、なかよしクラブですが、新しく建設中ということですが、58名おられて、施設として規模は40人までと書いてありますが、どのように建てておられるのか、どのようにされているのか教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>現状は学校の空き教室を利用して学童保育所を運営しています。運動場に新たに第二学童保育所という形で、学童保育所を新築するわけですが、そちらを建てると、だいたい半分ぐらいになりますので30名ぐらいかと思います。それから、面積についても倍以上になりますので、それで基準はクリアできると思っています。</p>
委員	<p>ということは、今使っている教室も使い、なおかつ新しいところも使うということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p>はっきり理解していなくて分からないのですが、新制度においては、市内の放課後児童健全育成事業にかかわる設備及び運営及び基準条例を定めるということですね。そうすると、私の希望ですが、発達につまづきを持つ子どもたちの位置</p>

	<p>づけも同時に条例でしていただきたいと思います。ここにはそういうことがない中で、一般的な40人来た場合ということがありますが、そういうことも含めて条例の中身は考えていっていただきたいと思います。きちんと位置付けて決めていくということになると思いますので、地元支援学級の子どもたちも来ることになると思いますし、それも含めて40人というところで一つの枠として決めていくのかということもありますので。どういう方向を持っておられるのかということ結構ですので、次の時に方向性が出てくるかだと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>発達障害者支援法の中でも、学童保育については障害のある子どもたちの利用増加が議論になりますので、その辺のところを考慮していくのは、とても大切なところだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>特別支援学校がありますね。あそこへ保育所を建てるということで、われわれ結局、地域の中学校の跡地に放課後を過ごすところを建てる場所をつくっていかということで、そういう人が来て放課後を見ていただけるのであればどうぞということで、地域としてもそのようなことで依頼がありました。そういう形で、表に出ていないのかもしれませんが、障害のある方の放課後の預かりをやっていきます。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど委員からお話がありましたが、やはり学童保育の中で、支援学級の子どもも、家庭によっては必要でしたら学童保育の方に、通常の問題のない子どもさんと同じように入っていけるようお願いしたいと思います。認定こども園でもそうですが、学校教育に関しても障がい児の教育というところは十分に配慮していただいて、その辺、できる限り支援していただくようよろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>条例をつくる上で、障がいのある子どもたちへの支援というところの位置づけをきちんと持つということが大切だというご意見だと考えます。ということで、次の議題に移ってもよろしいでしょうか。今の件について何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ今のお話ですが、国の補助制度の中では障がい児対応加算が入るような制度があり、実際に今、加配の対象となって受け入れをしてくださっている学童さんは何施設かあります。障がいをお持ちの子どもさんは、程度にもよりますが、バリアフリー化をできる範囲で指導して進めていくことも考えていますが、なかなかすべての子どもさんが同じところであるということが必ずしもできるとは限りま</p>

	<p>せん。基準の中では管理運営基準というところになりますが、その部分を綿密に文章でしぼるとなると、なかなか難しい部分もあると思います。今回、必ずその部分に関して載せますとは事務局サイドからは言えないところもございしますが、参考に、どのような対応をしていくのかということも、検討してまいりたいと思います。また、計画の中でも7番の目標のところでは、発達支援にかかる事業計画も入れていく予定にしています。そのところでも謳っていくような方向で検討してまいりたいと思いますので、どうかご理解の方、よろしく願います。</p>
委員	<p>先ほどの加配の件ですが、どういった基準で加配となっているのでしょうか。例えば、保護者が、診断が付いているということを学童に対して伝えるのか、診断がついていない子どもさんや保護者の認識がないといえますか、ボーダーの子どもさんや、保護者から何らかのその辺のお話がないと、やはり加配の対象にならないということでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には運営側、保護者会さんの方から申請が挙がってきます。その際の対象になる、ならないの基準を聞いてくださったんだと思いますが、基本的に学童保育に行かれる子どもというのは、市の保育園なり幼稚園を卒園した子どもがほとんどになってきます。その中で保育園、幼稚園での発達相談等での記録が市の中にはありますので、当然、その内容については学童保育所には知らせませんが、対象となるかどうかは、市の方で状況を判断し、判定した結果を伝えるというのが現状です。</p>
会長	<p>では議題（3）に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（3）橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について説明。</p>
会長	<p>時間も差し迫っていますので、家庭的保育事業等の設備に関する議論については、次回の量の見込みと一緒に議論していくということにさせていただきます。では、議題（4）その他に移ります。</p>
委員	<p>議題とは離れますが、新制度における利用者の負担額の公平性に関する質問です。まず橋本市の保育料は国の標準基準額に比べて、保護者負担が軽減されるような低い金額で設定されていると思いますが、その差額については、橋本市が負担</p>

事務局	<p>していると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>ご質問の通り、国の基準よりだいたい7割から8割程度の保育料になっています。国の補助金については、国が設定した利用料、保育料でしか計算していません。その差額については市が負担しているという形になっています。</p>
委員	<p>新制度における認定こども園の2号、3号子どもと保育所の子どもの利用者負担額というのは、当然、同じ額に設定されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。現状も認定こども園の2号、3号子どもと保育所の子どもの利用負担は同じですので、新制度においても同じ額になると考えています。</p>
委員	<p>最後に新制度における認定こども園と1号子どもの利用者負担額というのは、2号、3号子どもと同じ程度の割合で、国の基準よりも低い額に設定されると考えてもよろしいでしょうか。また、現在の就園奨励費は公立幼稚園との利用者負担の格差是正のため、橋本市単独で加算補助金という制度を設けていただいておりますが、この公立との格差改善の方針というのは、新制度における1号子どもの利用者負担額にも反映されると理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、橋本市では国の補助対象となる橋本市私立幼稚園就園奨励費補助金と市単独の事業として、橋本市私立幼稚園就園奨励費特別補助金を実施しています。1点目の橋本市私立幼稚園就園奨励費補助金については、国から提示される基準を元に実施し、2点目の橋本市私立幼稚園就園奨励費特別補助金については、今おっしゃられた通り、公立幼稚園との利用者負担の格差改善のため、平成24年度より一律2万円であった補助金に加算して支給しています。来年、平成27年より新制度に移行される私立幼稚園については、市の定める利用者負担額と事業者の定める上乗せ徴収額を合わせた額が保育料になります。保育料の設定については、現在調整中ですが、できるだけ段階的に市民の負担が現状と変わりなく軽減されるように考えているところです。以上です。</p>
委員	<p>要は、2号、3号の子どもについては、国基準よりも低い額で上限が設定されて、1号子どもだけ国の基準よりも高い額で設定されないようにということをお願いしたいということです。</p>
委員	<p>9ページの中で施策の体系について、各種経済的支援というところがあるので</p>

	<p>すが、結論からいいますと、就学前の教育の理想化を今後考えていただきたいと思いました。といいますのは、今、日本の国で生まれる赤ちゃんの30人に一人が生殖医療を受けて生まれているということです。そういう生殖医療を受けられる方は、年代的に30台後半、40台だと思います。そしてそう考えた時に、若い方々、出産結婚適齢期の方が、もし結婚しても子どもを産んで育てようと思うと、費用がかかるから子どもを産めない。そして、そういう方々が一番健康な、元気な赤ちゃんを産んでくれると思うし、そしてたくさん産める可能性があるんですね。仮に25歳で一人目を産んだら、次に30歳、もう一人頑張ったら35歳、そうした場合、不妊治療も受けないし、自然分娩もできると思います。そして、健康な赤ちゃんを授かることができる。赤ちゃんはつくるものではなく、授かるものだと考えます。子どもを産みたい、欲しいと思っても収入がないから産めないという状態が多いので、色々な条件、例えば、収入に対していくらかから補助をしましょうとか、そういうことを橋本市だけかもしれませんが、将来的に考えてもらえたらと思いました。</p> <p>もう一点、今、「いのちを育む授業」をされていると思いますが、今年度から少し内容が変わったということですが、残念ながら、授業を参観することができていません。それで、人生設計の中に、赤ちゃんを産む適齢期ということ、子どもさんたちに正しく教えていただきたいと思います。昔であれば、25歳過ぎて産むといいですよと、昔は言ってきました。今であれば、子どもたちにこういう年代で子どもを産んだら元気な子どもを産めると。人生設計において、そのように指導していくというのでしょうか、そういうことも強制ではなくて教えてもらえたらなど。授業に参加していないのに生意気かもしれませんが、いつでも子どもは産めるのではない。お父さんもお母さんも年を取ってからでも子どもを産めるのではない。子どもは若い時に産めるし、そのチャンスを逃さないということをもっと広く考えてもらったらと思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>委員のお願いということで、今後の教育等に生かしていただく点もたくさんあるかなと思います。この点について、事務局から何かありますか。特にありませんか。では最後に、事務局より申し出がありますので、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し出の前に、地域型保育事業の討論について来月というお話がありましたが、われわれの進め方も国の制度の確立もかなり遅れている部分もあり、申しわけありませんが、条例として9月議会にあげるとなると、次回の会議では日程的に間に合わないというところがあります。時間も押している中で申しわけありませんが、もしご意見がありましたら、この会議の中でいただきたいということが</p>

	<p>一つ。それから、9月が計画策定の確保の方策を出すリミットとなっていますので、次回の会議は8月19日に設定させていただこうと思っています。この2点ですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>すみません。私が次回と言ってしまいましたが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準ということで、おおむね国の基準案に則った形で橋本市も進めていくという説明があったかと思います。それに関するご意見等ございますか。</p>
委員	<p>ということは、地域型保育事業もありうるというふうに考えていいのですね。</p>
事務局	<p>条例で決めておかないと、認可するしないというのは、また別の次元の話ですので、認可するルールを条例として定めておく必要があるというところです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
事務局	<p>現状はないということです。</p>
会長	<p>ということでもよろしいでしょうか。この基準案通り条例化するということになるかと思っています。</p>
事務局	<p>説明しました通り、パブリックコメントは明日から、広報でも7月号に入れていますので、取らせていただきます。それを踏まえてということになるかと思っていますので、もしかしたら会議を緊急にという話になるかもしれません。</p>
会長	<p>次回の会議は8月19日。</p>
事務局	<p>施策の体系に基づく4章～6章の部分に関して実施したいと考えていますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は地域型小規模というと、色々と思い悩むことがありますよね。といえども、9月の議会にかけなければということになれば、スケジュール的にそのような形でできているし、パブリックコメントをしなければしかたがありませんね。出てきた条件は決められていますので、これは崩すわけにはいかないと思いますので、横出しをいかにするかということだと思っています。橋本市としてどうだということになってくると思います。</p>

会長	<p>今の委員の提案によると、時間が短くて検討できないということで、時間を取る必要があるということでもよろしいでしょうか。パブリックコメントを見ての意見を会議でも検討するということが必要だということでもよろしいでしょうか。ほかの委員の皆さまはどのようにお考えでしょうか。8月19日までの間にもう一度検討するための会議が必要か否かという話になっています。8月19日に凝縮するか。</p>
事務局	<p>もしよろしければ、紙ベースでも、事務局あてにご意見いただきましたら、それに対して回答するというやり方でも結構ですし、コメントを取り終わった段階で、一旦、又臨時的に会議を招集するという形でも結構です。今の時間が可能であれば、許す限り続けるということでも結構です。われわれとしてはいかほどでも。紙ベースでご意見をいただけるのが、一番分かりやすいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>今の時間、これから議論するか、紙ベースで質問するか、あとはもう一度臨時で会議をするかの3点ご提案いただきました。</p>
委員	<p>これは、都市部では認定こども園との連携施設として、と書いてあって、橋本市では今ある施設内で収まっているから、待機児童はいないと考えていいのですか。</p>
事務局	<p>年度当初の待機児童はいないという状況にはなっていますが、年度途中では何人か出てきています。ただし、認定こども園化やあらたな保育園の建設、それから現状ある私立幼稚園の意向等を踏まえると、どのあたりまで確保できるのかということをお話では出していくことにはなりますが、その辺りの数字というところですね。</p>
委員	<p>地域型を欲するかどうかということもありますね。</p>
事務局	<p>基本的に地域型は都市部において、いわゆる待機児童の解消のために必要なものになってくるので、橋本市ではあまりこの事業に関するニーズはないのではないかとおもうに思います。</p>
委員	<p>もし急に人口が増えて子どもが増えた時に、こういうことがしたいという人が</p>

事務局	<p>増えた時のための条例をつくるということですか。</p> <p>そうです。今出ているニーズ量が、必ずしも確からしいとは限りませんし、保育を受けやすい基準を48時間ということを以前の会議でも言わせてもらいましたが、設定するつもりでいますので、保護者に見てみたら、幼稚園、保育園というのは選びやすくなるわけですね。そうすると保育園に傾いてきて、0歳からの保育を望まれる方が著しく増えた場合は、急に見込みよりも実際の必要量が増えるというケースも出てきます。その場合は、あらたな保育園の誘致や建設が間に合わないという場合は、こういう認可という話も出てくるかもしれませんが、その辺は今の段階では何も言えませんが、見込みとしてはこの間、27年度は0歳のニーズ量が97人という数字を出していると思いますが、今、言ったような内容で、なんとか施設としては間にあうのかなと考えています。</p>
会長	<p>委員、お願いします。</p>
委員	<p>条例があれば、家庭的保育事業者がもし事業をしたいと申請した場合は、許可されるのですか。されると理解した方がいいですね。</p>
事務局	<p>認可をする、しないというのは、その時点で保育の必要性を持った子どもが何人いるのか、緊急性があるのか、機動的に対応する必要があるのであれば、認可することが望ましいという表現になっています。</p>
委員	<p>しかし、これは事業ですよ。事業としてしたいというのを、止めさせることはできないですよ。元から施設があったのではなくて、事業者がこういうものをつくりたい。例えば、もし企業が小規模保育をしたいという場合、条例ができていますので、受け入れるという。</p>
事務局	<p>おっしゃられていることはよく分かりますが、そもそも保育のニーズがなくて、今の施設で今後、27年度の量の見込みがはっきり出ていないので言えませんが、見込み数が確保できなくなった場合、市場としては、やはりなかなか難しい部分も出てくると経営者としたら思うのかなと。ですから、あらたにそこに対して新規で地域型保育事業を実施するという話にはならないのではないかと感じています。</p>
委員	<p>先ほど全地域を一区域にするという話が出ましたね。その辺のところと、あら</p>

事務局	<p>たな保育園の設立の問題についても、さっきおっしゃったように、量的な見込みやニーズがどれぐらいあるか、まだ分からないという話ですが、でも先行して新たな保育園を設立されるということを知っています。条件が満たされれば認可していくとおっしゃっていたと思うのですが、その辺のところは裏腹な感じがするのですが、いかがですか。</p> <p>私が先ほど委員に説明したのは、27年以降の話で説明したつもりです。条例をつくって、それを適用するのも27年以降の話。現状どうなのかというと、先ほど委員からもご質問いただきました通り、年度当初において待機児童はいないけれども、年度の途中では待機するような子どもがいるというのが現状です。それは実際には、産休育休を取るタイミングも、保育所の受け入れが可能。途中からも受け入れができなくて待機になるということは、市民に広く知れ渡っているような状況もありますので、あきらめて待機にすらなっていない人がいる可能性もある。それがニーズ調査で出てきたのが97という数字でした。そうしたら、今現状では足りないけれども、その97を確保するために、新年度では、こども園の分や新たな保育園の分、また、私立の幼稚園がどのように示すのかというのを確保方策の中に入れていくことになってくる。そうなった場合は、ある程度、今年度途中で待機になっている人たちも枠が増えてくるというのが現状としてあるという話をさせていただいているところです。</p>
委員	<p>私ごとで恐縮ですが、2年、もしくは3年ぐらい前に、私が市の方に小規模保育の前のような形のものでどうですかというお話をさせていただいた時点で、かなり未満児の待機児童がいたことが分かっていたので、そういうお話を3年ぐらい前にすでにさせていただいた時点でも、橋本市はそういうものは必要ないというお話があって頓挫した経緯があります。ですから、どういうことなのかなど。そういう状況があるにもかかわらず、色々な施設が出ていくということに、何か釈然としない思いを覚えます。今日は遅くなっていますので、またの機会にお話しさせていただきたいと思いますが、何か話に一貫性がないように私は個人的には思っています。</p>
委員	<p>私も勉強不足なのでもう一度確認しますが、今まで学童保育に関しては保護者運営ということで、責任は全部保護者が負っているということだったのですが、放課後児童健全育成事業、子ども子育て支援法に基づいて、学童保育については市町村が責任を負うという形で国の基準に基づいて条例を定めるということは、学童保育についても、家庭的保育事業についてもそうですが、これを基準に置い</p>

事務局	<p>ておいて条例を定めるということは、責任は市も負っていただけるという認識でよろしいですか。</p> <p>当然、市の方で条例を定めて、その基準に基づいて運営していただくことですので、市の方にも一定の責任はあると思っています。</p>
会長	<p>ということで、地域型保育事業の件については、委員、紙ベースで提出にされますか。</p>
委員	<p>0歳から2歳については、地域型保育のところでの対応というように認可してもらって、保育所は0歳から取れますが、幼稚園は3歳から5歳ということで、認定こども園になっても運営の形のところでは保育というところの線が減ってくるということをよく聞かせていただいたような気がします。それで当然、0歳から2歳までというのは、地域型に行くのかなと思っていたのですが、違うのでしょうか。</p>
会長	<p>この会議の中では、0歳児から2歳児までの保育は現状の保育園や、今後つくられる認定こども園でカバーできるという議論はずっとしてきたかと思います。その中で橋本市の現状では、地域型の保育事業の現状ではニーズとしてないのではないかというお話を一貫してされていたかなと思います。議論は出尽くしたかと思いますので、この議題だけでの開催ということは、ご都合があらうかと思いますが、パブリックコメントもしくは委員の方はご意見がありましたら、紙ベースで直接事務局の方に提出するということがよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきたいと思います。議事については、すべて終了しました。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>閉会</p>